

広報 みさと 号外

第8報 平成28年9月8日発行

できる地域が、 今できることを

このたび、広報みさと号外第8報を作成しました。
今回は、罹災証明や補助金についてのお知らせ
です。ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。



り災証明・り災届出証明の申請・発行時間を変更します

り災証明・り災届出証明の申請受付及び発行時間につきましては、これまで、平日の午前9時から午後7時までとなっておりましたが、9月12日（月）からは、平日の午前9時から午後5時15分までに変更となりますのでお知らせします。

◇受付・発行時間 9日（金）まで → 午前9時～午後7時
12日（月）から → 午前9時～午後5時15分

◇申請受付窓口 【中央庁舎】総務課 ☎ 46 - 2111（代表）
【砥用庁舎】健康窓口課 ☎ 47 - 1115（直通）・被災者支援相談窓口

◇発行窓口 【中央庁舎】総務課 ☎ 46 - 2111（代表）
【砥用庁舎】企画情報課 ☎ 47 - 1111（代表）

※これまでに、「り災証明発行通知書」を受け取られている方で、「り災証明書」の受け取りがお済でない方は、早めに上記発行窓口までお越しください。



鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）設置者の方へ

今回発生した平成28年熊本地震及び6月に発生した豪雨災害により、地区または共同で設置した鳥獣被害防止施設（侵入防止柵）が被災した場合、「有害獣被害防止対策事業」において、町からの1/3補助、もしくは、要件を満たせば国の事業「有害鳥獣被害防止総合対策事業」において被災した施設の復旧ができます。

従来は、補助事業により設置した侵入防止柵等は耐用年数（ワイヤーメッシュ柵＝14年、電気防護柵＝8年）を経過しないと同一農地への再交付はできませんでしたが、今回材料費の1/3を「有害獣被害防止対策事業」で補助を行うこととなりました。

つきましては、侵入防止柵の施設の復旧を計画される方は、右記の書類を役場経済課農政係へ提出してください。詳しくは経済課へお問合せください。

必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④同意書
- ⑤見積書（税抜額の判るもの）
- ⑥施工配置図
- ⑦被災箇所位置図及び被災写真

提出先・問合せ先

経済課農政係 ☎ 46 - 2114（直通）

裏面もご覧ください





土砂災害の不安を解消しませんか？

① 土砂災害危険住宅移転促進事業

熊本県では、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住している方々の、安全な区域への住宅移転を促進する「土砂災害危険住宅移転促進事業」を創設しました。

移転費用
最高

300万円を補助します

※「がけ地近接等危険住宅移転事業」と併用できる場合もあります。

※被災者生活再建支援金を受給される場合は、受給額が300万円に満たない場合のみ、その差額が本事業の対象となります。

事業内容

補助対象者

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内にある住宅（賃貸除く）にお住まいの方

交付要件

- ・現在お住まいの住宅の除却
 - ・県内の安全な区域（レッドゾーン・イエローゾーン外）への移転
- ※市町村の交付要項により「同一市町村への移転」などに限定される場合があります。

補助内容

- ・移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費
 - ・移転経費（動産移転費など）
 - ・アパート等の賃貸費（1年間）
 - ・現在お住まいの住宅の除却費など
- 移転先の例→新築（中古）住宅、親族宅、マンション、賃貸アパート、サービス付き高齢者住宅など

レッドゾーンとは 土砂災害特別警戒区域（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

イエローゾーンとは 土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

② がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ、土石流、地すべりなどの危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等内に居住する方に対して、補助金を交付し、危険住宅からの移転を促進します。

事業対象

（1）災害危険区域

建築基準法に基づき県または町が条例で指定

（2）がけ条例により建築を制限している区域

建築基準法に基づき熊本県建築基準条例により建築を制限している区域

（3）土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき知事が指定

これまで住んでいた住宅を
除却することが条件です

補助対象経費・補助限度額

経費	経費の内容	補助限度額
除却等費	危険住宅の撤去費、動産の移転費、仮住居費、跡地整備費等に要する経費	一戸あたり80万2千円
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設または購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の経費	【通常の場合】 一戸あたり415万円（建物319万円、土地96万円）

移転計画の内容により、上記2つの事業を併用できる場合があります。詳しくは、役場建設課もしくは熊本県にお問い合わせください。

問合先 建設課管理係 ☎ 47-1113（直通） ①について 熊本県砂防課防災管理班 ☎ 096-333-2553
②について 熊本県建築課建物安全推進室 ☎ 096-333-2535